

◎保険業法等の一部を改正する法律

(平成二六年五月三〇日法律第四五号)

一、提案理由

(平成二六年四月二五日・衆議院財務金融委員会)

○麻生国務大臣　ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び保険業法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

.....(略).....

次に、保険業法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近年の保険会社をめぐる経営環境の大きな変化を踏まえ、新たな環境に対応するため保険募集規制を整備することや、保険業の発展を通じて経済活性化への貢献を実現していくことが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をいたします。

第一に、保険の信頼性を確保するため、保険募集の基本的ル―

ルとして、顧客の意向把握義務及び顧客に対する情報提供義務を導入するとともに、保険募集人に対して業務の規模、特性に応じた体制整備を義務づけることとしております。

第二に、保険会社等の海外への積極的な業務展開を推進するなど、保険業を活性化するため、海外の金融機関等を買収した際の子会社の業務範囲の特例を拡大するほか、保険仲立ち人に係る規制緩和等を行うこととしております。

その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、金融商品取引法等の一部を改正する法律案及び保険業法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二六年五月一三日)

○林田彪君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、保険業法等の一部を改正する法律案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集の基本的

ルールとして、顧客の意向把握義務及び顧客に対する情報提供義務を導入するとともに、保険募集人に対して、業務の規模、特性に応じた体制整備を義務づける等の措置を講ずるものであります。

両案は、去る四月二十三日当委員会に付託され、二十五日麻生国務大臣から提案理由の説明を聴取し、五月九日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（略）

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成二六年五月二三日）

○塚田一郎君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

（略）

次に、保険業法等の一部を改正する法律案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、投資

保険業法等の一部を改正する法律

型クラウドファンディングの業者に対する監督上の課題、ファンド販売業者に対する規制の必要性、保険募集における委託型募集人の規制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

（略）

以上、御報告申し上げます。